住宅サポートローン

令和８年３月１日現在

商　品　名	住宅サポートローン
ご利用いただける方	・当金庫のしんきん保証基金保証付住宅ローン（有担保）が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方 ※連帯債務者(予定者を含む）も対象となります a 審査結果が「可決」、「条件付可決」（条件を満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期間内） b 契約中で貸付実行日から 6 ヵ月以内 ・安定継続した収入がある方
資金使途	①当金庫住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 インテリアや家電等購入資金 引越費用、仮住まい費用 ※申込日時点で支払日から 3 ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む ③申込人が当金庫を含む金融機関･信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※カードローンの借換え場合は、解約することが条件となります
ご融資限度額	500 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	3 ヶ月以上 50 年以内かつ住宅ローンの保証期間内 ※但し、資金使途が自動車関連の場合は 15 年以内となります
ご融資利率	当金庫本支店へお問い合わせください

熊本第一信用金庫

住宅サポートローン

ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とし、6 ヶ月毎の間隔とします ・元金返済の据置は 1 年までです
保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、購入先等へ振込とさせて頂きます 保証金額の 20%または 50 万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9 時～17 時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

熊本第一信用金庫